

議案第76号

多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求める。

令和4年12月2日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

条例第 号

多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成19年多可町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第2号中「第28条の5第1項」を「（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- （5）多可町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。
- 3 多可町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年多可町条例第号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、多可町職員の定年等に関する条例（平成17年多可町条例第31号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、改正後の多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の規定を適用する。

多可町職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の新旧対照表

現 行	改 正
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員<u>(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項の規定により採用される職員を除く。)</u></p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項の規定により採用される職員を除く。)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>(5) 多可町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6) (略)</u></p> <p>3 (略)</p>